

笠間市告示第24号

令和元年第2回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年5月24日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和元年5月31日（金）

2 場 所 笠間市議会議場

令和元年第2回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
5月31日	金	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
6月1日	土	休 会	
6月2日	日	休 会	
6月3日	月	休 会	議案調査
6月4日	火	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会開催〕
6月5日	水	休 会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
6月6日	木	休 会	常任委員会（建設土木）
6月7日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月8日	土	休 会	
6月9日	日	休 会	
6月10日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月11日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
6月12日	水	休 会	議事整理
6月13日	木	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会開催〕

令和元年第2回  
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和元年5月31日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	飯田正憲	君
副議長	13番	石田安夫	君
	1番	坂本奈央子	君
	2番	安見貴志	君
	3番	内桶克之	君
	4番	田村幸子	君
	5番	益子康子	君
	6番	中野英一	君
	7番	林田美代子	君
	8番	田村泰之	君
	9番	村上寿之	君
	10番	石井栄	君
	11番	小松崎均	君
	12番	畑岡洋二	君
	14番	藤枝浩	君
	15番	西山猛	君
	16番	石松俊雄	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君	
副	市	長	近藤慶一	君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	中 村 公 彦 君
総 務 部 長	石 井 克 佳 君
市 民 生 活 部 長	金 木 雄 治 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
都 市 建 設 部 長	吉 田 貴 郎 君
上 下 水 道 部 長	横 手 誠 君
市立病院事務局長	後 藤 弘 樹 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 次 長	堂 川 直 紀 君
笠 間 支 所 長	岡 野 洋 子 君
岩 間 支 所 長	伊 勢 山 裕 君

---

#### 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	渡 辺 光 司
次 長	堀 越 信 一
次 長 補 佐	松 本 光 枝
係 長	神 長 利 久
主 幹	塩 田 拓 生

---

#### 議 事 日 程 第 1 号

令和元年5月31日（金曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度笠間市一般会計補正予算（第7号））  
報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて  
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第6 議案第62号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

- 日程第7 議案第63号 笠間市保育料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第64号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第65号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第66号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第11 議案第67号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第12 議案第68号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度笠間市一般会計補正予算（第7号））
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第6 議案第62号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第7 議案第63号 笠間市保育料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第64号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第65号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第66号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第11 議案第67号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第12 議案第68号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

午前10時00分開会

### 開会の宣告

○議長（飯田正憲君） 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

---

### 市長挨拶

○議長（飯田正憲君） ここで、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和元年第2回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。議員各位にはご多忙のところ、定例会にご出席を賜りまして、御礼を申し上げます。

さて、新年度となり、5月1日には令和という新たな時代が幕を開けました。この元号には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められているのでございます。

一方で、我が国の社会及び経済状況は人口減少と少子高齢化の進行や、社会・経済のグローバル化の進展、第4次産業革命による技術革新「ソサエティ5.0」時代の到来など、大きな転換期を迎えております。このような時代に笠間市が挑むのは、未来への挑戦でございます。人口減少の問題の克服を初め、産業人材の確保、若者や女性の活躍推進など、地方創生、地域の活性化に向けて、市民とともに笠間市の未来を開き、豊かに暮らすことができる「文化交流都市かさま」の実現を目指してまいります。

さて、今年度の事業執行がスタートして2カ月が過ぎました。一般会計予算、特別会計、企業会計を合わせた予算総額は、過去3番目となる539億円を超える予算により、課題解決に向けてスピード感を持ってさまざまな事業を進めてまいります。本年度においても、道の駅や多目的広場などの都市基盤の整備、台湾交流事務所を軸とした国際観光戦略、笠間焼の販路拡大支援などによる地場産業の振興、教育環境の整備や茨城国体の開催、本庁舎の大規模改修など、大きな事業が組まれておりますので、計画的に事業執行に心がけてま

いりたいと思います。

今月14日に開催されました国の経済財政諮問会議でございますが、夏の骨太の方針の策定に向けて、地方行財政等についての議論が行われました。その会議の中で、地方行財政については、人口減少を見据えて、地域経済の再生、持続可能な地方財政制度を次世代に引き継ぐことが重要であり、業務改革とA I、I C Tの徹底活用などの地方自治体のデジタルガバメント化を初めとした地方行財政改革の取り組みを促進すべきであるという意見がありました。本市においても、業務効率化に向けたR P A導入の検討や、さらなる電子化の推進、行政機関のキャッシュレス化など、次世代行政サービスの実現に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、本市における現在の市政運営の状況について何点かご報告をさせていただきたいと思っております。最初に、働き方改革に向けた取り組みについてでございますが、先月1日から働き方推進法が施行されました。時間外労働の上限規制が導入され、月45時間、年360時間を原則として、臨時的な特別な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間を限度に設定することになります。また、年次有給休暇の確実な取得が必要となり、使用者は10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日以上有給休暇を取得させることとなりました。市役所も引き続き働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、実効性のある取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、28日に川崎市で19人が死傷する児童殺傷事件がありました。市でも、犯罪の予防、その他公共施設の安全の維持を目的として、市役所本庁舎及び各支所、学校施設などに防犯カメラやさすまたなどを設置していますが、今回の事件を受け、さらなる犯罪の抑止に向けた対策として、防犯ブザーの設置や催涙スプレー等の配備などを検討してまいりたいと思っております。

次に、交通安全対策についてでございますが、今月の全員協議会においてご挨拶の中で申し上げましたが、今月8日の滋賀県大津市での保育園児と保育士16人が死傷する事故の発生を受けまして、市の管理道路における交差点の安全対策を検討し、早急な対応が必要と考え、市が独自に笠間小学校付近の大和田五差路、友部第二小学校区の民間交番あさひ前交差点、岩間第三小学校区の駅前東大通り線の吉岡十字路などにおいて、歩行者を保護するために交差点内に車どめ等を設置する交通安全施設工事費を本補正予算に計上させていただいたところでございます。また、保育所等に対しては、散歩の経路における安全管理の徹底について通知するとともに、6月20日に開催する保育所等の施設長を集めた会議において、再度、注意喚起を実施してまいりたいと思っております。

今後の対応についてでございますが、国土交通省は園児が日常的に利用する道路等について、効果的な点検や対策方法を関係府省庁と連携して検討していくことから、具体的な内容が示されれば、関係機関と連携を図りながら従前からの取り組みに合わせて交通安全

の向上に取り組んでまいりたいと思います。

次に、道の駅整備事業についてでございますが、同じく先月21日の全員協議会においてご報告させていただきましたが、本年中に第3セクターを設立し、管理運営を行うものとしたところでございます。会社設立につきましては、出資予定者である発起人会で協議を行い、オープンに向けて早期の対応をしていくため、本年8月1日の立ち上げとしたものがございます。資本金につきましては、設立準備金として5,000万円を設定し、笠間市の出資割合は73%、出資額は3,650万円、常陸農業協同組合が20%で1,000万、株式会社常陽銀行が5%で250万円、一般社団法人笠間観光協会が2%で100万円としております。引き続き関係機関と協議を重ねながら、事業用地の取得や事業認定のための申請手続、駐車場の造成工事を実施してまいりたいと思います。

次に、台湾交流事務所についてでございますが、昨年7月30日に台北市に開設した笠間台湾交流事務所が間もなく1周年を迎えます。本市のPR、文化教育面での交流事業を進め、観光客等の増加に取り組んでおります。今月21日の全員協議会で、同じようにご案内をさせていただきましたが、7月23日から25日の日程で、市議会、市教育委員会並びに関係団体により、台北市政府及び台北市議会を公式訪問し、さらなる連携強化と事業推進を掲げるために1周年記念事業を実施してまいります。主な内容は、台北市長、市議会への公式訪問、政府関係者との意見交換や台湾ゴルフ協会、台湾オリンピック委員会などの事前キャンプ基本合意締結式となっております。今後も台湾交流事務所を軸とした観光戦略によるインバウンド交流の拡大を進めてまいりたいと思います。

次に、男性の風疹抗体検査予防接種についてでございますが、厚生労働省は、県内でも73人が報告された平成30年の風疹の流行を受けて、風疹の追加的対策として、公的接種を受ける機会がなかった抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対して、抗体検査及び予防接種を行うこととしました。実施機関は2022年3月31日までの3年間となります。実施に当たっては、まず、抗体検査を行い、検査結果が一定の基準を満たさない方が予防接種の対象となります。クーポン券送付つき対象者は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性とし、それ以外の対象の方は2020年4月以降に発行する予定となっております。

次に、国道355号笠間バイパスの開通についてでございますが、このたび手越地内から下市毛地内の延長1,340メートルの区間の工事が完成の運びとなり、来月25日に供用を開始いたします。なお、この区間の完成によって、一般国道355号笠間バイパスの全線5,200メートルが供用となります。

次に、笠間芸術の森公園あそびの杜第Ⅱ期エリアの整備についてでございます。来年の東京オリンピックを契機に高まるスポーツ需要に対し、交流人口の増加による地域の活力向上を図るため、茨城県と連携したスケートボードを核とした公園施設約1.42ヘクタールの整備を進めるものであります。本年度は県の造成工事に合わせ、管理棟の建築を実施し



てまいります。

次に、提出議案等についてご説明申し上げます。今回は法令等に基づく報告事項のほか、専決処分の承認を求めることについての報告案件が2件、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての諮問案件が2件、笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを初めとする提出議案が13件となっています。今回の補正予算関係の議案等につきましては、前年度末に専決処分をしました一般会計の平成30年度補正予算の報告や令和元年度笠間市一般会計補正予算（第1号）を初めとする7会計の補正予算案を上程するものであります。一般会計補正予算（第1号）であります。歳入におきましては、歳出関連の国県支出金や繰入金などを補正するものでございます。

歳出における補正の概要を申し上げますと、本年10月1日に消費税率が8%から10%へ改正されることに伴い、低所得者及び子育て世帯への負担軽減及び経済対策としたプレミアム付商品券事業7,500万円や幼児教育・保育無償化など、子ども・子育て支援として、民間認定こども園入園負担金8,000万円、待機児童解消に向けた保育所等整備交付金事業補助金9,430万9,000円の増額補正であります。また、道の駅を運営するに当たり、第3セクターとして、仮称ですが、株式会社道の駅かさまを設立するための出資金3,650万円の増額補正などが主な内容となっております。その結果、今回の補正額は4億596万1,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は311億7,596万1,000円となります。後ほど詳しく説明申し上げますので、慎重なるご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

---

## 開議の宣告

○議長（飯田正憲君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

## 議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程について、ご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、資料のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番益子康子君、6番中野英一君を指名いたします。

---

## 会期の決定について

○議長（飯田正憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期につきましては、去る5月24日に議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。ここで議会運営委員会委員長からご報告お願いいたします。  
委員長畑岡洋二君。

〔議会運営委員長 畑岡洋二君登壇〕

○議会運営委員長（畑岡洋二君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、5月24日に令和元年第2回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、5月31日から6月13日までの14日間といたします。

初日の5月31日は、会期の決定、議案の説明を受けた後、議案の一部につきまして、質疑、討論、採決を行います。

なお、一般質問通告の締め切りは本日の午前中まで、議案質疑の通告締め切りは、本日の午後5時までとさせていただきます。

6月3日は、議案調査のため休会といたします。

4日は議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に付託いたします。

5日と6日は付託されました議案の審査のため常任委員会を開催いたします。

一般質問は7日、10日及び11日の3日間で行います。

なお、討論通告の締め切りは11日の午前中までとさせていただきます。

12日は議案整理のため、休会といたします。

最終日の13日は、各常任委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

以上、ご報告いたします。

○議長（飯田正憲君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日5月31日から6月13日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日5月31日から6月13日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、会期日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

---

## 諸般の報告について

○議長（飯田正憲君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長より、平成30年度笠間市一般会計継続費の通次繰越についてほか、9件の法令等に基づく報告事項が資料のとおり報告されました。なお、個人情報を含むものにつきましては、資料で配付しております。資料配付をもって報告とすることにご了承願います。

次に、平成31年第1回定例会について議決されました医師数をOECD加盟国の平均以上の水準に増すことを求める意見書の提出につきましては、平成31年3月22日をもって関係機関宛てに送付いたしましたので、ご報告いたします。

---

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度笠間市一般会計補正予算（第7号））

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）

○議長（飯田正憲君） 日程第4、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度笠間市一般会計補正予算（第7号））及び報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第4号及び報告第5号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した平成30年度笠間市一般会計補正予算（第7号）及び笠間市税条例等の一部を改正する条例について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） それではまず、報告第4号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてご説明を申し上げます。これは平成31年3月29日付で専決処分をしたものでございます。

予算書の3ページをごらんください。

本補正予算は、利子割交付金などの各交付金や地方交付税、国庫補助金の確定などに予算措置が必要であったことから、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,609万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300億5,392万

9,000円としたものでございます。

7ページをごらんください。

第2表、繰越明許費補正でございます。1、追加は、一般会計から市立病院事業会計の繰出金で、市立病院企業会計システム構築事業が完了しないため、新たに設定をするものでございます。2、変更は、既に繰越明許費を設定しておりました事業につきまして、事業の進捗により道の駅整備事業を初め、3事業の金額を変更したものでございます。

8ページをごらんください。

第3表の地方債補正でございますが、中学校校舎空調設備事業債につきまして、国の補助額の内示により起債限度額を補正するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。11ページをごらんください。

第2款、地方譲与税から、12ページでございますが、第8款、自動車取得税交付金までは、平成30年度の交付額の確定に伴い補正をしたものでございます。

第10款の地方交付税でございますが、最終的な算定の結果、普通交付税で1,456万3,000円、特別交付税で2億4,371万4,000円、震災復興特別交付税で339万6,000円の増額が決定をしたものでございます。

第14款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金1,997万4,000円の増につきましては、障害者自立支援給付費負担金の確定によるものでございます。

13ページをごらんください。

第17款、寄附金、第1項、寄附金、5目、教育費寄附金10万円の増は筑波海軍航空隊記念館事業へ、また、6目、衛生費寄附金25万円の増はペットの適正飼育支援のため寄せられた寄附金でございます。

第18款、繰入金、第2項、基金繰入金、2目、減災基金繰入金1億7,722万6,000円の減は、交付金の確定などにより予定をしておりました基金からの繰り入れを減額するものでございます。

13目、まちづくり振興基金繰入金246万5,000円の増は、事業費の確定により基金からの繰り入れを増額するものでございます。

続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

15ページをごらんください。

第2款、総務費、第1項、総務管理費でございますが、6目、企画費2億104万円の増は、茨城中央工業団地笠間地区などへの企業誘致に伴う補助金の財源として企業立地促進基金へ積立をするものでございます。

第3款、民生費、第1項、社会福祉費、2目、障害者福祉費3,994万8,000円の増は、障害者自立支援給付費の確定により増額をするものでございます。

16ページをごらんください。

第9款、教育費、第3項、中学校費、3目、学校建設費589万8,000円の減は、中学校校舎空調設備事業の施設整備工事費が確定したことによるものでございます。

以上で平成31年3月29日付で専決処分をいたしました平成30年度笠間市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

続きまして、報告第5号 笠間市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。地方税等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴いまして、4月1日及び6月1日からの施行が必要なものにつきまして、笠間市税条例の一部を改正し、専決処分をしたものでございます。今回の改正内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。

12ページをごらんください。

第34条の7が本則の改正、下段の第7条の3の2からは附則の改正となっております。初めに、寄附金税額控除に関する改正でございます。12ページ上段の本則第34条の7、続いて附則でございますが、こちらは14ページでございます。14ページの第7条の4から15ページ下段の第9条の2でございます。これらは法律改正に合わせまして、総務大臣が一定の基準に適合するとして指定した都道府県または市町村に対する寄附金を特例控除対象寄附金と定義しまして、寄附金税額控除の特例控除の対象とされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

ページをお戻りいただきまして、12ページをごらんください。

下段附則の第7条の3の2は住宅借入金等特別税額控除についての改正でございます。法律の改正に伴い、個人市民税の住宅借入金と特別税額控除の適用期間を延長するとともに、消費税率改正による所得税の控除期間延長に合わせ、個人市民税についても控除期間を延長する規定を整備するものでございます。

ページをお進みいただきまして、17ページをごらんください。

22ページにかけまして、第10条の3及び第10条の4におきまして、固定資産税の減額及び特例の適用について、所要の規定の追加、整備を行うものでございます。

22ページをごらんいただきたいと思いますが、22ページ下段の第16条から26ページ中段の第16条の2にかけましては、軽自動車税の税率及び賦課徴収に関する規定でございます。グリーン化特例に関し税率の特例を定めるものでございます。

28ページをごらんください。

こちらは平成28年改正条例の改正でございます。軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきまして所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと思いますが、

30ページから33ページにかけてでございますが、こちらは平成30年改正条例の改正でございます。法人市民税の申告納付に際し、大きな法人、大法人に義務化される申告書の電子申告について、通信回線の障害等により電子での提出が困難な場合における緩和措置の

追加など、所要の改正を行うものでございます。

以上、主な改正内容について申し上げましたが、このほか記載されております改正内容につきましては、法改正に伴い、引用条文や文言の整理など所要の措置を行うものでございます。

次に、ページを9ページまでお戻りいただきたいと思っております。

9ページ下段の附則についてでございます。第1条におきまして施行期日について定めてございます。

続きまして、10ページの第2条から11ページの第4条にかけましては、市民税、固定資産税、軽自動車税に関し、それぞれ所要の経過措置を定めるものでございます。

以上で報告第5号 笠間市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第4号及び報告第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決をいたします。

初めに、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度笠間市一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

---

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（飯田正憲君） 日程第5、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は市町村長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名が活動しております。本諮問は、本年9月30日をもって任期満了となる塩畑泰子氏及び前川幸夫氏を再度推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、諮問第1号について採決いたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第2号について採決いたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 議案第62号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（飯田正憲君） 日程第6、議案第62号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第62号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本件は、吉崎静夫氏を笠間市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

---

議案第63号 笠間市保育料に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第7、議案第63号 笠間市保育料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第63号 笠間市保育料に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第63号 笠間市保育料に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、国が総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的とした子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、笠間市保育料に関する条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、3歳児から5歳児までの全園児及びゼロ歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の保育料の無償化に伴い、料金の変更を行うもので、新旧対照表によりご説明申し上げます。

4ページをごらん願います。

多子世帯の保育料の軽減第4条ですが、今回の改正により3歳以上の保育料が無償化となることから文言の整理を行うものです。

次に、6ページをごらん願います。

要保護世帯における保育料の軽減第5条についてですが、多子世帯軽減と同様に、3歳以上の保育料が無償化となることから文言の整理を行うものです。

次に、下の段となりますが、別表第1の1、教育標準時間認定を受けた子どもの保育料につきましては、次のページ7ページになります。上段の表になりますが、第2階層から第5階層をゼロ円に改正するものです。

次に、7ページから8ページの表となりますが、2の保育認定を受けた子ども（満3歳児以上）の保育料につきましても、第2階層から第8階層をゼロ円に改正するものです。

同じく 8 ページ、3 の保育認定を受けた子ども（満 3 歳未満）の保育料につきましては、第 2 階層が非課税世帯となりますので、ゼロ円に改正するものです。

次に、9 ページをお開き願います。

右の下段、別表第 2 の表となりますが、表は 9 ページから 10 ページとなります。1 の教育標準時間認定を受けた子どもの保育料及び 2 の保育認定を受けた子ども（満 3 歳以上）の保育料はともに 3 歳以上の保育料で、今回の改正により無償化となることから、別表第 2 の 1 及び 2 の表を削除するものでございます。

3 ページにお戻りいただきまして、附則としてこの条例は令和元年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上で議案第 63 号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第 64 号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第 8、議案第 64 号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第 64 号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、介護保険施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第 64 号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、本年 10 月に予定されております消費税増収分を財源として、第 1 号被保険者の低所得者に対する介護保険料のさらなる軽減措置を強化するため、本年 4 月 1 日に介護保険法施行令等が改正されたことに基づきまして、介護保険料の額の改定を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたします。3 ページをごらんください。

保険料第 4 条第 1 項の平成 32 年度を令和 2 年度に改めるものでございます。第 2 項の平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度を令和元年度及び令和 2 年度に改め、第 1 段階の第 1 号被保険者の介護保険料年額を 2 万 8,080 円から 2 万 3,400 円に額を改定するものでござ

います。

第3項、前項の規定は、第1項、第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料減額化に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について充用し、この場合において、前項中2万3,400円とあるのは3万9,000円と読みかえるものとするを追加するものでございます。

第4項第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額化に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について充用し、この場合において、第2項中、2万3,400円とあるのは4万5,240円と読みかえるものを追加するものでございます。

2ページにお戻りいただきます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から適用し、改正後の第4条の規定については、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるものといたします。

以上で議案第64号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第65号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（飯田正憲君） 日程第9、議案第65号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第65号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、保健福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第65号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び軽減対象者世帯に係る所得判定基準の引き上げを行うため、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。3ページをごらん願います。

第3条第2項の基礎課税額について、ただし書きの課税限度額58万円を61万円に改める

ものでございます。また、第19条の国保税の減額について、課税限度額58万円を61万円に改め、第2号の5割軽減の所得判定基準については、27万5,000円を28万円に改めるものでございます。

4ページをごらんいただきます。

第3号の2割軽減の所得判定基準につきましては、50万円を51万円に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、条例の規定は平成31年4月1日から適用するものでございます。

以上で議案第65号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第66号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（飯田正憲君） 日程第10、議案第66号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第66号 市道路線の廃止及び認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、茨城中央工業団地整備事業に伴う路線の廃止及び認定、道路通行止めに伴う路線の廃止、ポケットパーク整備に伴う路線の廃止、路線重複に伴う路線の廃止、払い下げに伴う路線の廃止、県道移管に伴う路線の認定、私道寄附に伴う路線の認定並びに開発行為に伴う路線の認定をするものであります。

内容につきましては、都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 都市建設部長吉田貴郎君。

○都市建設部長（吉田貴郎君） 議案第66号 市道路線の廃止及び認定についてご説明申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、廃止する路線5路線、認定する路線7路線をお諮りするものでございます。

内容につきましては、2ページに一覧表を載せてございますので、ごらんいただきたいと思っております。この調書には、廃止及び認定する路線名とそれぞれ起点、終点、延長、幅員等を記載してございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。

廃止及び認定する路線の全体位置図でございます。詳細につきましてはご説明申し上げます。

す。

4 ページに位置図、5 ページ詳細図をごらんいただきたいと思います。長兎路及び柏井地内の茨城中央工業団地の造成工事に伴い、路線の廃止及び認定をするものでございます。

続きまして、6 ページ位置図、7 ページ詳細図をごらんください。笠間地内の佐白山山頂への連絡道路の通行止めに伴い、路線の廃止をするものでございます。

続きまして、8 ページ位置図、9 ページ詳細図をごらんいただきたいと思います。下郷地内のポケットパーク整備に伴い、路線の廃止をするものでございます。

続きまして、10 ページ位置図、11 ページ詳細図をごらんいただきたいと思います。吉岡地内の路線重複に伴い、路線の廃止をするものでございます。

続きまして、12 ページ位置図、13 ページ詳細図をごらんいただきます。押辺地内で払い下げに伴い、路線の廃止をするものでございます。

続きまして、14 ページ位置図、15 ページ詳細図をごらんいただきます。稲田地内の県道稲田停車場線の移管に伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、16 ページ位置図、17 ページ詳細図をごらんいただきます。旭町地内の私道寄附受け入れに伴い、路線の認定をするものでございます。

続きまして、認定する路線の整理番号4番から7番につきましては、民間事業者の開発行為に伴い、認定するものでございます。

18 ページ以降に各路線の位置図、詳細図を添付いたしておりますので、ごらんになっていただければと思います。

以上で議案第66号の説明を終わります。

---

#### 議案第67号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）

○議長（飯田正憲君） 日程第11、議案第67号 動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第67号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防次長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 消防次長堂川直紀君。

○消防次長（堂川直紀君） 議案第67号 動産購入契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的ですが、消防団消防ポンプ自動車の年数の経過により、稼働力の低下が危惧されるため、第5分団と第8分団の消防ポンプ自動車2台を更新する動産購入契約でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札、契約金額3,564万円で、契約の相手方が茨城県石岡市国府5丁目2番25号、有限会社鈴機、代表取締役鈴木直人で、5月22日に仮契約を締結したところでございます。

以上で議案第67号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（飯田正憲君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。暑い方は上着を脱いで結構です。

---

議案第68号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

議案第69号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第72号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

議案第73号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第74号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（飯田正憲君） 日程第12、議案第68号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第1号）ないし議案第74号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の7件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第68号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第1号）から議案第74号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、令和元年度の補正予算であり、一般会計のほか、特別会計3会計及び

企業会計3会計について補正するものであります。

内容につきましては、各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 議案第68号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

令和元年度笠間市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億596万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ311億7,596万1,000円とするものでございます。

6 ページをごらんください。

第2表、債務負担行為補正でございまして、6ページ中段の地域交流センターいわま指定管理料、次の笠間駅北口自転車駐車場・笠間駅北口駐車場指定管理料、そして稲田駅前自転車駐車場・稲田駅前駐車場・福原駅前駐車場指定管理料、7ページに移っていただきまして、笠間市児童館指定管理料、続きまして、8ページをごらんいただきたいと思っております。中段にございまして笠間小中学校スクールバス運行業務委託、これら以上5事業につきましては、来年度当初から事業を実施するに当たり、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

それ以外の区長文書配送業務委託ほか25事業につきましては、消費税改定に伴い、契約の変更事務を進める必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

10ページをごらんください。

第3表、地方債補正でございまして、冠水対策事業債及び市営住宅長寿寿命化事業債につきましては、国庫補助事業に採択されたことに伴い、新たに起債をするものでございます。

次の11ページをごらんください。

2、変更でございまして、上から2番目の市道整備事業債及び最下段の友部第二中学校校舎整備事業債は、事業費の変更や国庫補助金の内示に伴うもの、また、道の駅整備事業債、非常備消防車両更新事業債、非常備消防施設整備事業債の3事業につきましては、消費税改定に伴い、補正をするものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明申し上げます。

14ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。第12款、分担金及び負担金、第1項、負担金、2目、民生費負担金、3,844万円の減は、幼児教育・保育の無償化に伴う保育所入所児童保護者負担金の減額でございまして、

第14款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金1億2,619万4,000円の増は、消費税改定に伴う介護保険料の低所得者保険料軽減負担金1,579万4,000円の増や、幼児教育・保育の無償化に伴う子どものための教育・保育給付費国庫負担金1億1,040

万円の増額でございます。

第2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金2億5,400万2,000円の増は、消費税率改正に伴うプレミアム付商品券事業費補助金7,500万円の増や、保育所等整備交付要綱の変更によりまして、15ページでございます第15款、県支出金、第2項、県補助金、2目、民生費県補助金から、予算の組みかえにより保育所等整備交付金1億7,287万2,000円を計上するものが主なものでございます。

4目、土木費国庫補助金4,502万5,000円の減は、道路整備などに対する補助金の内示により減額をするものでございます。

第15款、県支出金、第2項、県補助金、2目、民生費県補助金1億2,613万1,000円の減は、先ほど申しあげました国庫補助金への予算組みかえによる保育所等整備交付金1億4,660万6,000円の減や、幼児教育・保育無償化に伴う業務支援事業補助金2,006万1,000円を増額するものが主なものでございます。

16ページをごらんください。

第18款、繰入金、第2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金1億3,046万3,000円の増は、今回の補正の財源調整のため、また、13目、ふるさと創生基金繰入金2,762万8,000円の増は、芸術の森公園に整備をいたしますスケートパークの財源として繰り入れをするものでございます。

第20款、諸収入、第4項、雑入、5目雑入5,563万円の増は、平成30年2月に友部地区ごみ収集運搬業務委託事業において、事業者の契約不履行により発生をいたしました契約解除違約金1,156万4,000円及び賠償金3,171万3,000円の請求額が確定をいたしましたことから、予算計上するものでございます。また、先ほどのスケートパーク整備の財源としまして、スポーツ振興くじ助成金1,522万5,000円を計上してございます。

続きまして、歳出でございます。

まず、今回の補正では、歳出項目全般にわたりまして消費税率が10月1日から現行の8%から10%に改正をされることに伴い、補正をしてございます。

18ページをごらんください。

第1款、議会費、第1項、議会費、1目、議会費179万1,000円の増は、台湾交流事務所の開設1周年を迎えるに当たり、台北市政府及び議会を公式訪問するため、9節、旅費で費用弁償155万3,000円の増額が主なものでございます。

20ページをごらんください。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、10目、電算管理費1,141万2,000円の増は、消費税率改正に伴う経済対策として、2020年にマイナンバーカードを活用した消費の活性化策の実施が予定されてございます。その対応のため、13節、委託料で、人材派遣委託料399万円や、業務効率化を図るための自動化ツール、いわゆるRPA、ロボティックプロセスオートメーションを試験的に導入するための業務委託料466万4,000円の増額が主なもので



ございます。

23ページをごらんください。

第3款、民生費、第1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費1億805万3,000円の増は、13節、委託料で、低所得者や子育て世帯を対象にプレミアム商品券の販売などの業務を行う委託料988万6,000円、また、19節、負担金補助及び交付金にプレミアム分20%を上乗せする商品券事業補助金7,500万円を計上してございます。さらに、28節、操出金で、保険料軽減措置に伴う介護保険特別会計への操出金3,162万7,000円が主なものでございます。

24ページをごらんください。

第2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費1億9,586万7,000円の増でございますが、25ページにございます、13節、委託料におきまして、幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修業務委託料1,485万円、19節、負担金補助及び交付金で、民間認定こども園入園負担金8,000万円、また、待機児童解消に向けた保育所等整備交付金事業補助金につきましては、市負担率の引き上げにより9,430万9,000円の増額などが主なものでございます。

26ページをごらんください。

第4款、衛生費、第1項、保健衛生費、2目、予防費、1,818万6,000円の増は、風疹の予防接種を受けていない年齢層の男性を対象に、予防接種委託料や抗体検査委託料などの経費を計上するものでございます。

5目、環境衛生費54万9,000円の増は、13節、委託料に、動物愛護イベントでドッグランを設置するイベント委託料29万9,000円や、19節、負担金補助及び交付金に、マイクロチップを活用した愛玩動物適正管理推進補助金25万円を計上してございます。

28ページをごらんください。

第5款、農林水産業費、第1項、農業費、7目、道の駅整備事業費3,856万円の増は、24節、投資及び出資金で、新たに第3セクターによる運営法人を設立する出資金3,650万円が主なものでございます。

第6款、商工費、第1項、商工費、2目、商工振興費259万3,000円の増は、笠間焼のヨーロッパでの販路拡大を図るため、フランス及びイギリスでのPR及び展示に要する費用として、8節、報償費で、陶芸家等への事業推進報償費40万円、9節、普通旅費46万3,000円、29ページになりますが、13節、委託料で、海外販路開拓支援事業委託料148万円が主なものでございます。

第2項、観光費、2目、観光振興費、224万8,000円の増は、台湾交流事務所の開設1周年を迎えるに当たりまして、8節、事業推進報償費47万9,000円、9節に職員の旅費のほか、13節、委託料で、記念事業委託料100万円など関連する費用を計上してございます。

30ページをごらんください。

第7款、土木費、第2項、道路橋梁費、1目、道路橋梁総務費501万3,000円の増は、交差点などでの歩行者の安全対策として、歩道に車どめのボルトを設置するための交通安全

施設工事費500万円が主なものでございます。

3目、道路新設改良費2,060万円の増は、友部地内の冠水対策事業について、事業採択により増額をするものでございます。

31ページになります。

4目、幹線道路整備費3,060万5,000円の減は、国庫補助金の内示により事業費を減額するものが主なものでございます。

第4項、都市計画費、3目、公園費4,399万9,000円の増は、笠間芸術の森公園内にスケートパークの管理棟を整備するため、32ページになりますが、15節、管理棟建設工事費4,148万3,000円の増額が主なものでございます。

第5項、住宅費、1目、住宅管理費5,422万5,000円の増は、国庫補助金の内示により、福原市営住宅の長寿命化を図るため、15節の住宅整備工事費5,122万1,000円が主なものでございます。

33ページをごらんください。

第8款、消防費、第1項、消防費、3目、消防施設費418万7,000円の増は、頻発する山林火災に対応するため、小型の緊急車両や資機材の購入費用として、18節、備品購入費346万2,000円が主なものでございます。

36ページをごらんください。

第9款、教育費、第3項、中学校費、3目、学校建設費9,525万9,000円の減は、友部第二中学校校舎整備事業について、国の2次補正により平成30年度にトイレ改修工事を予算措置することができましたが、国庫補助内示と予算計上の時期の関係から、当初予算におきましても計上してございましたので、13節の管理業務委託料361万8,000円、15節の施設整備工事費9,164万1,000円を減額するものでございます。

以上で令和元年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第69号 令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらん願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億115万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。6ページをごらん願います。

歳入につきましては、4款、県支出金、1項、県負担金補助金、1目、保険給付費等交付金11万9,000円の増額は、糖尿病性腎症重症化予防事業に対する県からの特別調整交付金で、消費税改正に伴うものでございます。

6款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金3万9,000円の増額は、基幹

系システム使用料に対する一般会計からの事務費繰入金で、消費税改正に伴うものでございます。

次に、7ページをごらん願います。

歳出につきましては、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費3万9,000円の増額は消費税改正に伴う基幹系システムの使用料の増額でございます。

5款、2項、保健事業費、2目、生活習慣病予防対策事業11万9,000円の増額は、消費税改正に伴う糖尿病性腎症重症化予防事業委託料の増額でございます。

以上で議案第69号の説明を終わります。

続きまして、議案第70号 令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正予算は歳入歳出予算の総額にそれぞれ3万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億3,203万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款、保険料、1項、介護保険料、1目、第1号被保険者保険料3,158万9,000円は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の施行に伴い、低所得者の第1段階から第3段階までの第1号被保険者の介護保険料の軽減措置を強化するため、介護保険料の額を改定し、減額補正するものでございます。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、4目、その他一般会計繰入金3万8,000円は、介護保険事業計画策定委託料及び電算委託料の消費税改正の増額、5目、低所得者保険料軽減繰入金3,158万9,000円は、第1号被保険者に対する介護保険料の負担軽減額増による一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、7ページをお開き願います。

1款、総務費、2項、徴収費、1目、賦課徴収費1万1,000円と、4項、1目の介護保険事業計画策定事業費2万7,000円は消費税増額分の委託料の補正でございます。

以上で議案第70号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第71号 令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ225万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,425万2,000円とするものでございます。

6ページをごらんください。

歳入歳出の主なものについて事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

第5款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金225万2,000円の増は、歳出の増額に伴い、一般会計からの繰入額を増額するものでございます。

7ページをごらんください。

歳出でございます。

第1款、農業集落排水事業、第1項、農業集落排水施設管理費、1目、農業集落排水施設管理費225万2,000円増の主なものは、15節、工事請負費142万9,000円で、北川根地区処理場のタッチパネル及び制御設備の修繕工事でございます。そのほかの科目につきましては、いずれも本年10月の消費税改正に伴う増税分の補正でございます。

以上で議案第71号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 市立病院事務局長後藤弘樹君。

○市立病院事務局長（後藤弘樹君） 議案第72号 令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1ページをごらんください。

第2条、収益的支出の予定額の補正でございます。支出の第1款、病院事業費用に73万5,000円を追加し、支出の予定額の総額を11億2,824万6,000円とするものでございます。

第3条は債務負担行為でございます。こちらは地域医療センターかさま建物総合管理委託の債務負担行為の設定で、本年10月の消費税率改正に伴い、既存契約の変更事務を進める必要があるため、設定するものでございます。委託の期間は令和2年度から4年度まで、限度額は117万9,000円とするものでございます。

続きまして、支出の内容につきまして補正予算に関する明細書にてご説明申し上げます。

4ページをごらん願います。

1款、1項、3目、経費67万6,000円の増及び2項、6目、その他の医業外費用5万9,000円の増は、いずれも本年10月の消費税率改正に伴い、補正をするものでございます。

以上で議案第72号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 上下水道部長横手 誠君。

○上下水道部長（横手 誠君） 議案第73号及び議案第74号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第73号 令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）のご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条は総則でございます。

第2条は収益的支出の予定額の補正でございます。支出の第1款、水道事業費用、第1項、営業費用82万5,000円を増額し、16億3,647万2,000円とし、水道事業費計を17億1,312万5,000円に補正するものでございます。

第3条は債務負担行為でございます。水道料金徴収等業務委託は、本年10月の消費税改正に伴い、既存契約の変更事務を進める必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

4ページをごらんください。

補正予算の内容を明細書によりご説明申し上げます。収益的支出でございますが、いずれも本年10月の消費税改正に伴う増税分の補正でございます。

以上で議案第73号の説明を終わります。

次に、議案第74号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

第1条は総則でございます。

第2条は業務の予定量を補正するもので、項目（4）主要な建設改良事業における污水管路建設事業を3,404万円増額し3億7,629万円に、処理場建設事業を9,819万3,000円増額し、5億7,085万9,000円とするものでございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。収入の第1款、下水道事業収益、第1項、営業収益を1,630万円増額し、6億5,941万2,000円に、第2項、営業外収益を1,352万円減額し、11億8,747万7,000円とし、下水道事業収益計を18億4,688万9,000円にするものでございます。

次に、支出の第1款、下水道事業費用、第1項、営業費用を186万3,000円増額し、15億8,772万3,000円とし、下水道事業費用計を18億4,597万2,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。

第4条は資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億7,205万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金5億5,943万9,000円及び引継金1,261万6,000円で補填するものいたします、に改めるものでございます。

収入の第1款、資本的収入、第1項、企業債4,790万円を増額し、9億4,700万円とし、第7項、国庫補助金7,080万円を増額し、3億4,480万円とし、資本的収入計を15億9,400万5,000円とするものでございます。

支出の第1款、資本的支出、第1項、建設改良費1億3,223万3,000円を増額し、9億5,324万9,000円とし、資本的支出計を21億6,606万円とするものでございます。

第5条は継続費でございます。浄化センターともべ水処理増設事業につきまして、今年度の国庫補助金の内示額の増額に伴い、年割額を改めるものでございます。

第6条は企業債の限度額を4,790万円増資、5億4,700万円に補正するものでございます。

第7条は他会計からの補助金を第10条中、収益的収入（9）維持管理費等補助金1,352万円を減額し、7,779万6,000円とするものでございます。

第8条は債務負担行為でございます。電気保安業務委託は本年10月の消費税改正に伴い、既存契約の変更事務を進める必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、主な内容を補正予算明細書によりご説明申し上げます。

10ページをごらんください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款、下水道事業収益278万円の増額は、第1項、営業収益、1目、下水道使用料1,630万円の増で、新規接続者などによる増収によるものです。

第2項、営業外収益、4目、一般会計補助金1,352万円の減は、下水道使用料の増収が見込まれることから、一般会計の負担を減額するものでございます。

11ページをごらんください。

支出の第1款、下水道事業費用186万3,000円の増は、第1項、営業費用、1目、汚水管路費、17節、委託料1,352万円の減で、収益的支出を資本的支出に組みかえるため減額するものです。

第3目、処理場費、20節、修繕費1,529万2,000円の増は、浄化センターともべのオキシレーションディッチ攪拌機や、浄化センターいわま汚泥ポンプの修繕費用でございます。

12ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款、下水道事業資本的収入の1億1,870万円の増額は、第1項、企業債、1目、公共下水道事業債4,790万円の増で、管渠施設修繕のための委託業務及び処理場増設に伴う借り入れでございます。

第7項、国庫補助金、1目、国庫補助金7,080万円の増は、国の内示額の増額分でございます。

13ページをごらんください。

支出の第1款、下水道事業資本的支出1億3,223万3,000円の増は、第1項、建設改良費、1目、汚水管路建設費3,404万円の増で、主なものは管路調査業務委託料でございます。

第3目、処理場建設費9,819万3,000円の増は、浄化センターともべの増設工事委託料が主なものでございます。

以上で議案第74号の説明を終わります。

○議長（飯田正憲君） 提案者の説明が終わりました。

---

## 散会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月4日午前10時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

この後、直ちに全員協議会室にご参集いただきますようお願いいたします。

午前11時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長      飯 田 正 憲

署 名 議 員      益 子 康 子

署 名 議 員      中 野 英 一